

# 日本スポーツ法学会 会報

第60号

2023(令和5)年  
6月13日発行

<http://jsla.gr.jp>



日本スポーツ法学会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル12階 兼子・岩松法律事務所内  
TEL: 03-6206-1303 FAX: 03-6206-1326 E-MAIL: [japansportslaw.contact@gmail.com](mailto:japansportslaw.contact@gmail.com) 発行人: 棚村政行 編集人: 高松政裕

## 新会長挨拶

棚村 政行 (早稲田大学法学学術院教授)

早稲田大学の棚村でございます。私は、齋藤健司前会長の後を受け、みなさまから第11代日本スポーツ法学会会長・理事長に選出いただきました。日本スポーツ法学会は、1992年の創立当時約60名の会員によって設立され、当初は比較的小じんまりとした学術団体として発足いたしました。会報1号の千葉正士会長のご挨拶では、学会の存在意義を会員相互の研究のための情報共有や意見交換にあり、総会と年報・研究会などのほかに、会報を会員の相互交流と情報交換の重要なツールと位置付けています。また、本学会は、会則3条にもありますように、スポーツ法学の発展及び研究者相互の協力を促進し、内外の学会との連絡及び協力を図ることを目的として、学術大会や夏季合同研究会などの各種の研究会の開催、年報(紀要)の発行、スポーツ基本法の制定、暴力根絶宣言、子どものスポーツ権の確立など各種の重要な宣言・提言も発表してきました。さらに、本学会は、創立から30年を経て、スポーツに関わる研究者、弁護士などの実務家、スポーツ団体関係者など400名を超えるじつに多彩な会員のみなさまから構成される日本学術会議協力学術研究団体へと大きく成長発展して参りました。

とりわけ、本学会では、アンチ・ドーピング体制の整備、アスリートの権利、スポーツとジェンダー、競技団体の民主的運営、オリパラの法的課題、スポーツ基本法施行10年、スポーツ事故の補償などの最近のスポーツ法学における基本的かつ重要な問題について理論的実務的に深く掘り下げながら、具体的かつ有益な提言を行って参りました。また、最近では、若手研究者の育成の観点から、学会奨励賞を設けたり、学会運営の透明性・公平性を期すための会則・各種規程の改正・整備などがガバナンス・コンプライアンス改革も進め、ダイバシティ&インクルージョン宣言をするとともに、女性会員・女性理事等の割合を高め、組織の活性化と学会活動のさらなる活発化を目指す積極的な動きも展開しています。さらに、国際学術交流にも力を入れ、これまでの韓国スポーツ法学会、中国体育総局などのアジアスポーツ法学会とのコラボレーションだけでなく、ANZSLA

(オーストラリア・ニュージーランドスポーツ法学会)、SLA(米国スポーツ法学会)、BASL(英国スポーツ法学会)などともMOUを締結し、世界に広がるスポーツ法学の国際学術交流を推進しています。

昨今は、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延で1年延期して開催された東京オリンピックをめぐり、組織委員会元理事による大会スポンサーの選定に関する五輪汚職事件、元組織委員会大会運営局次長と大手広告会社らのテスト大会及び本大会をめぐる独禁法違反の五輪談合事件などが次々に明るみに出て、多数の関係者が逮捕起訴されるという前代未聞の不祥事も起こっています。その結果、札幌での2030年の冬季五輪・パラリンピックの招致活動に、早くも、暗雲が立ち込めています。また、学校での運動部活動についても、運動部活動の在り方に関する総合ガイドライン、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革、運動部活動の地域移行など、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めることができるかなども、喫緊の課題となっています。

以上のように、スポーツの世界では、大規模な国際国内大会または大会組織委員会等のガバナンス・コンプライアンス体制の再構築、多様な主体におけるスポーツの機会の創出、スポーツを通じた共生社会の実現、スポーツにおける人権侵害・暴力・虐待・ハラスメントの防止・事故防止等の安全・安心の確保、スポーツによる健康増進と超高齢社会、スポーツ界におけるDX化、スポーツの成長産業化、スポーツによる地方創生とまちづくりの推進、国際競技力の向上、ウクライナ情勢など国際紛争とスポーツ、スポーツとインテグリティ、スポーツとSDGs、スポーツ基本法の見直しなど、本学会でも取り上げべき課題は山積しており、本学会に対して期待されているところは増大の一途をたどっています。

そこで、本学会としましても、スポーツを育み、スポーツであつたり、ともにつながり、スポーツに誰もがアクセスでき、スポーツをする人、見る人、支える人すべてがその「楽しさ」「自発性」「喜び」を感じられ、スポーツそのものが有するウェルビーイングへの価値、スポーツが社会の活性化に寄与する価値を最大限保障すべく、スポーツの世界に「法の支配」を実現し、スポーツを通じた文化・社会・平和の創造に資するように活動したいと思っております。そこで、今後とも、会員の皆様のご理解とご協力、ご支援や積極的な参加をお願い申し上げます。会長としての私のご挨拶に代えさせていただきます。

## 第30回学会大会 報告

平塚 卓也 (関西福祉大学教育学部保健教育学科 講師)

2022年12月10日(土)、慶應義塾大学三田キャンパスにおいて、第30回学会大会が「スポーツ事故補償の在り方を考える」というテーマで開催された。

自由研究発表7題、総会を経て、基調講演では、望月浩一郎会員(弁護士)が「スポーツ事故補償の新たな制度に向けて」を報告した。同報告では、災害共済給付やスポーツ安全保険の歴史的な経緯やそれぞれの制度上の問題が指摘された。また、組み体操事故を事例に事故原因の究明及び再発防止策に関する科学的な分析の必要性が提起された。

個別報告(5題)では、第1に、岡田正則会員(早稲田大学)が「補償制度の全体像を踏まえた検討」を報告した。同報告では、補償制度の現状や課題、リスク学と失敗学の知見を踏まえ、総合的な制度を創設する上で考慮すべき諸要素として、①被害の救済、②事故予防について、また、制度化に向けた課題として①補償施策、②安全確保施策(予防制度の設計)とその公的支援、③その他の課題について指摘があった。

第2に、阿部新治郎会員(弁護士)が「スポーツ事故に関する損害賠償実務からの検討」を報告した。同報告では、①事故訴訟における損害賠償実務の基本と限界、②訴訟制度を超えた事実/原因を解明する制度の必要性が指摘された。

第3に、相川大輔会員(弁護士)が「スポーツ保険制度からの検討」を報告した。同報告では、スポーツ保険の現状と課題として、①保険の強制加入制度がない、②スポーツにより保険料が異なる、③特に後遺障害が残った場合に補償が不十分ということが指摘された。

第4に、中村周平会員(同志社大学大学院)が「スポーツ事故当事者からの検討」を報告した。同報告では、当事者にとっては、事故が起きたという事実に加えて、①補償の不備による経済的困窮、②事故原因の解明の不十分さなどの問題があることが指摘された。また、当事者の救済手段が裁判しかないが、裁判によって、所属コミュニティとの関係が崩壊し、かえって原因を究明できなくなるという問題があることも指摘された。



第5に、川井圭司会員(同志社大学)が「スポーツ事故補償制度の国際比較からの検討」を報告した。同報告では、国際比較を踏まえたうえで、補償制度の試案が提示された。同試案の要点として、①無過失補償制度の導入、②総合支援センターの創設、③サポートネットワークの展開が提言された。

以上の後、棚村政行会員(早稲田大学・弁護士)のファシリテートのもと、登壇者によるパネルディスカッション、Q&Aセッションが実施され、議論が深められた。

## 第19回スポーツ仲裁シンポジウムについて

伊東 卓 (弁護士)

第19回となるスポーツ仲裁シンポジウムは、2023年2月24日、スポーツ指導における暴力・ハラスメントの予防・解決に向けた仲裁機関や競技団体の取組を取り上げて行われた。

スポーツ指導における暴力・ハラスメントの問題は、わが国のスポーツ界にとって、解決しなければならない課題の一つである。わが国では、2013年に統括5団体が「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択したが、昨今の報道等を見ても、スポーツにおける暴力、暴言は依然なくなっておらず、わが国のスポーツ界が暴力・ハラスメントの問題にどう対応するかが問われている。

この点、諸外国における対応を概観すると、まず、アメリカでは、米国体操界での性的虐待問題を受け、2017年3月に「米国セーフスポーツセンター」が設立され、その後、2018年に『若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授権法』が施行された。

イギリスでは、2022年5月から、イギリスのスポーツ仲裁機関であるスポーツ・レゾリューションズが、『スポーツ・インテグリティ』という3年間のパイロットプログラムを開始したが、2023年には、UKスポーツが、UKスポーツから助成金を受ける競技団体は、このプログラムの管轄を義務的に認める政策を採用することを公表している。

オーストラリアでは、2020年に、スポーツ指導中の虐待の防止を含むインテグリティ全般の問題を取り扱う機関として、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアが設立された。

カナダでは、2019年に、カナダスポーツ倫理センターがスポーツにおける虐待等防止に関する全国的な行為規範として『スポーツにおけるマルチリポートメントの防止と対処に関する統一コード』を策定し、さらに、カナダ政府が、2021年4月から、この『統一コード』を採用することを、競技団体が政府からの資金援助を受けるための条件にすることとした。

今回のシンポジウムは、これらをイントロダクションで紹介した上、これに加えて、仲裁機関、競技団体、その他の団体が行っているさらに新しい取組を紹介するという形で進められた。

### (1) カナダ

カナダでは、2022年6月から、スポーツ仲裁機関である「カナダス

スポーツ紛争解決センター（SDRCC）」において、「アビューズ・フリー・スポーツ・プログラム」のサービスが始まった。このサービスは、相談受付、被害者支援、事案の調査、加害者の制裁といった機能を担うものである。シンポジウムでは、同センター CEO のマリー・クロード・アスラン氏が基調講演の中でその詳細を紹介した。

アスラン氏によれば、SDRCCは2004年に設立されたスポーツ仲裁機関であるが、近年、セーフスポーツ環境の構築に向けた取組を始め、パイロット事業として、専門知識を有する調査員のリストを作成しスポーツ団体に提供したり、全国的なスポーツ苦情取扱システムとしてヘルプラインを開始したりしていたところ、2021年に政府によるセーフスポーツメカニズムを実施する組織の公募に応募し、SDRCCが選ばれたとのことである。

## (2) IOC

IOCは、2021年9月にセーフガーディングオフィサーの資格認証コースを創設し、昨年5月にその第1期が終了した。セーフガーディング・オフィサーは、団体内の暴力・ハラスメントの通報に対応する制度構築についてアドバイスをすることなどを役割とする専門職である。シンポジウムでは、このIOC認証を実際に取得したJOC強化部の鈴木和馬氏がこの制度について紹介した。

鈴木氏からは、第1期では38カ国69名が修了生となったことが報告され、また、この資格の取得によって、今後、IOCとの連携や、オリンピック期間中の選手のサポート、JOCとNFとの連携にも生かされる可能性が指摘された。

## (3) FIFA/JFA

サッカー界は、国際的にみても、子どものセーフガーディングのための活動を積極的に行っており、FIFAは、子ども保護のためのプログラム実施のために、各国協会が使用できるツールキット「FIFA ガーディアンズ」を公表している。JFAも、リスペクト・フェアプレー委員会を中心に、ウェルフェアオフィサー制度の実施やシンポジウム等の活動を活発に行っており、シンポジウムでは、リスペクト・フェアプレー委員会委員長の今井純子氏がその活動事例を報告した。

今井氏からは、JFAは2013年に「暴力等根絶相談窓口」を設置しているが、通報件数は増加傾向にあり、内訳として小学生年代の通報が圧倒的に多く、直接的な暴力が減り暴言・威嚇が増加していること、2015年からウェルフェアオフィサー制度を設け、都道府県協会やリーグ、連盟等だけでなく競技会場、各クラブにも配置を進めていること、「JFA セーフガーディングポリシー」を策定、公表しているほか、「しない・させない・許さない」とのスローガンを掲げて研修等に取り組んでいることなどが報告された。

## (4) 一般社団法人 S.C.P.Japan

S.C.P.Japanは、スポーツを通じてインクルーシブな社会の実現を目指して活動している団体であるが、現在、スポーツ現場のスタッフ・コーチなどに向けたセーフガーディングの研修プログラムを開発し、現場での研修を実施している。共同代表を務める井上由惟子氏からは、まず、セーフガーディングを個人の問題ではなく組織の問題と捉えることが重要であること、さらに、スポーツの現場では指導者と競技者のパワーバランスの不均衡がもたらすリスクへの理解不足や、スポーツ界特有の人権意識の欠如があることが指摘された。

以上の4つの取組が紹介され、パネルディスカッションが行われた

が、各国でセーフスポーツの取組が進んでおり、中にはカナダのようにスポーツ仲裁機関がセーフスポーツを担っている例もあることは、我が国の状況を考えると示唆に富むものと考えられた。さらに、サッカーを初めとするスポーツ団体における取組も進められており、今後さらにこれらの取組がスポーツの現場に広がり落とし込まれていくことが期待されるシンポジウムとなった。なお、シンポジウムの詳細については、報告書が[JSAAのサイト](#)で公表されているので、是非参照されたい。

## 国際学術交流会「中国・韓国におけるスポーツ法の近時の動向」(2023年2月22日開催)の報告

関允淑 (筑波大学大学院)

2023年2月22日(水)にJSLA国際スポーツ学術推進委員会が主催する研究会が開催された。研究会のテーマは「中国・韓国におけるスポーツ法の近時の動向」が設定された。研究会は、Zoomを利用した完全オンライン方式で実施され、約25名の会員が参加された。

まず、中国について田思源先生(中国・清華大学教授、中国体育法研究会常務副会長)による「中国の改正体育法の特徴と新しい展開」と題した講演が行われた。田先生の講演によると1955年に制定された中国の体育法は、2009年と2016年にも改正が行われたが、法の内容についての改正ではなかったが、2022年の改正では、全8章54カ条であった体育法が、全12条122カ条に改正された。2022年の体育法の改正過程は、2018年と2020年には、体育法の改正計画が立てられ、2021年から2022年までの立法審議を経て、2022年6月24日に改正された体育法が公表され、2023年1月1日から施行されるようになった。改正内容については、まず、法の目的にスポーツ精神とスポーツ文化が強調された。また、中国は、地域の格差があるが、スポーツにおいては均衡で十分な発展が図られるようにし、スポーツ強国と健康な中国を2030年までに実現する目標が定められた。特に改正の大きな成果の1つとして、スポーツ権が示されるようになり、国民のスポーツをする権利が定められ、また、平等にスポーツに参加する環境や社会的弱者(青少年、高齢者、障害者、女性)に対する配慮、さらに、引退した選手のセカンドキャリアについても規定を設けるようになった。また、体育の教科科目を進学の評価科目に含め、学校における体育・スポーツ活動の強化を図ることが示され、さらに、在学生ではない青少年もスポーツ活動の振興の対象として示されるようになった。ほかに、スポーツ産業やスポーツ仲裁制度、国際交流についても規定が具体的に設けるようになった。最後に体育法における多く規定は、努力規定ではなく、「しなければならぬ」という国の責務を強く強調していることが特徴的であ

ることが述べられた。

次に、韓国について尹泰永先生（韓国・亜州大学教授、韓国スポーツ・エンターテインメント法学会総務理事）により「高齢化・ビックデータ時代の韓国スポーツ法の課題」と題した講演が行われた。尹先生の講演によると韓国は、世界で最も早いペースで高齢化が進んでおり、韓国の政府は、少子高齢化の政策問題の解決のために2005年「低出産高齢社会基本法」を制定し、また、同年に大統領直属に「低出産高齢社会委員会」を発足した。また、同委員会は、2006年に「低出産高齢社会施行計画」を策定し、2020年には、第4次低出産高齢社会施行計画（2021～2025）を策定した。4次施行計画では、中央行政組織の計26以上の省庁が連携し、356の事業が推進されることが計画された。また、低出産分野の事業に対して46.7兆ウォン、高齢社会分野の事業に対して26兆ウォンの予算が配分されている。さらに、第4次施行計画の中で、スポーツに関する事業として、第1に高齢世代の余暇機会拡大及びインフラ改善のために韓国の体育・スポーツ中央行政組織である文化体育観光部が高齢者利用施設型の余暇・文化プログラムを開発し、高齢者福祉センターに普及することが計画された。第2に2005年から実施されてきた高齢者健康運動教室を継続的に推進することが計画された。他に大韓体育会が策定した「スポーツで幸せな大韓民国」においても高齢者が集まる福祉施設、老人センターを中心に、専門指導者とプログラムの支援の拡大が計画されている。しかし、低出産高齢化の問題は、複合的要因から生じる問題であるが、乳児、青少年、成人、高齢者別に担当組織及び関連事業が区分され推進されており、総合的な事業の推進に限界があることが指摘された。また、第4次施行計画では、スポーツに関しては、スポーツ活動のプログラムの提供や指導者の配置事業などに留まっており、多様な事業の展開が講じられなければならないことが指摘された。これらの改善策として、乳児期から老年期までのライフサイクルに応じたスポーツ活動の推進のために文化体育観光部の機能の拡大や別途の組織の新設が提案され、また、ビックデータなどを活用し、高齢者一人一人の状況に合わせたスポーツプログラムの開発が必要であると述べられた。

田先生と尹先生の講演の後、会員との質疑応答の時間が設けられた。質疑応答の時間では、学校体育の中での安全対策に関する保険の仕組み、体罰の問題、助成金で運営されている子供から高齢者まで参加できる大会の有無、新しい組織の新設より、関連組織間の連携の必要性などについての議論が展開された。研究会の終了後のアンケート調査では、両国のスポーツ法の動向について知ることができたなどのコメントを頂いた。

## マイオピニオン

### スポーツ法学と先端科学技術にかかわる諸問題の交錯： プロテニス公認審判員の活動経験を例にして

発田 志音（東京大学大学院法学政治学研究科）



筆者は、3歳から現在に至るまでテニスを続けている。その一方で、規則を定めたり審判をしたりするのも好きで、中学では定期試験期間中にもかかわらず所属していたテニス部のルールブックの編集に没頭したほどだ（その試験結果は察されたい）。その後、趣味が高じて16歳のとき、日本テニス協会B級公認審判員の認定試験に挑戦。その結果、合格者の多くが40歳以上の年齢である中、最年少で同試験に合格することができた。そして、2018年からは国際テニス連盟ナショナル・チェアアンパイアとして、国際大会や日本リーグなどで主審・線審を務めたほか、2021年には発足直後であったプロテニスリーグの主審第1号に採用された。選手活動と並行して、審判員の視点からもテニス界を眺めた経験は非常に刺激的であり、「テニス審判員の参加動機・満足度と活動頻度の関連」というテーマで研究論文をまとめたほどだ。



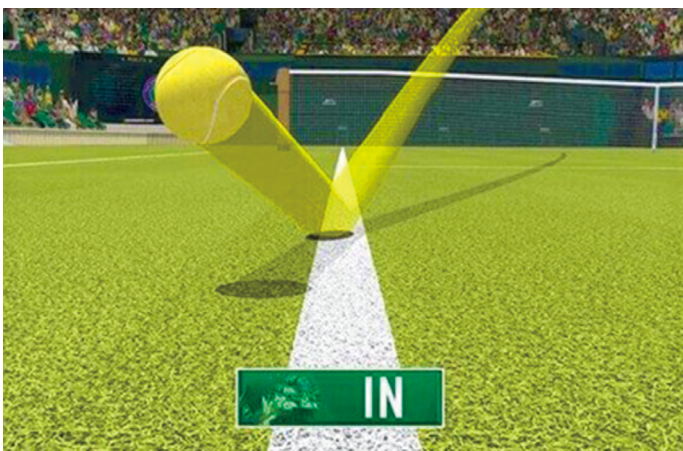
ところで、法廷とテニス場は、いずれも英語でコート（court）と呼ばれる。コートにおいて法と良心に基づきフェアな審判をする点では、裁判官とテニス審判員の役割は共通しているようにも思える。しかし、テニス・ゲームというのは法廷での裁判と異なり、皆が幸せである、というのが基本だ。そして、選手・観衆・運営役員の全員が喜びと興奮を享受するために行われる。すなわち、テニス審判員はルール解釈の専門家にとどまらず、コートで行われる試合を面白く、かつ美しいものに仕上げる演出家としての使命も担うのだ。そこで筆者は、選手・観衆・運営役員の方々と全員で力を合わせ、新たなテニスファンが生み出されるほどに面白い試合を創り上げ、皆で喜びと興奮を共有することを心がけて審判活動に取り組んできた。



このように、筆者は審判員という存在に強いこだわりを有しているのであるが、近年は少し気になることがある。それはAIの存在だ。

AIに代表される科学技術の社会実装は、人間の能力拡張をもたらし、生活様式を劇的に変化させると期待されている。他方で、伝統芸能や工芸品の制作、調理といった場面では、人の手によって行われる点に文化的な価値をおいている場合があり、スポーツも場面によってはそうである。実際に、スポーツは「する・みる・ささえる」人々が同じ場に集い、感動や興奮を分かち合う点に文化的な魅力がある。そうすると、誤審などの問題はあっても、審判員もそうした構成員の一員として、人が行う点にスポーツ文化的な意味での価値がある点は否めないだろう。

ところが、近年はテニスの最高峰グランドスラム大会においてさえ、従来は最大で10人配置されていた線審を一部の試合で0人とし、代わりにAIによる自動判定を行う運用とされた。たしかに、誤審はなくなり選手からの評判も良かったようである。しかし、審判員の生の声を研究調査や審判活動の過程で聞き、かつ筆者自身、審判活動そのものを楽しんでいた立場からすると、何となくさみしさを覚える。もちろん、そうした科学技術の社会実装は人類に進展をもたらすのであり、テニス審判員のあり方にしても変化してゆくのは当然であるが、そこに筆者がこだわった舞台演出家たる審判員の姿はない。その点について、皆さんはいかががお考えであろうか。



さて、現在筆者は大学院において、AI・ロボット・アバターの発展に向けた学術研究に取り組んでいるが、そうした先端的分野を法的に検討する際、スポーツ法の研究蓄積から多くのヒントを得ていることを最後に述べたい。スポーツは先端科学技術の発展と同様に、人

間の能力の極限を追求する営みでありながら、健康や教育・文化・国際交流の側面でも大きな役割を果たしている点が特徴的だ。そのためか、例に挙げた審判員の自動化もそうだが、ドーピングをはじめ、スポーツとジェンダーの問題など、伝統的な人の営みと、最先端の科学的・社会的問題との交錯がよく起きるのがスポーツであるように思われる。AI・ロボット・アバターに代表される科学技術が、生活様式を劇的に変化させると予想される局面では、新しい法学や倫理・規範をむしろ積極的に考えてゆく必要があるが、その過程で、スポーツ法学を国際的枠組みの中で議論をし、理解を共通にしてゆく作業は、スポーツの発展という域を超えて、人類社会にとって大きな意義のある作業であると考えられる。そこで、筆者はスポーツ法学から派生させて先端的法分野を検討するようしており、そうした研究手法に確かな手応えを感じている。

今後も、スポーツ法学の発展に大きく貢献するとの決意を胸に、誠実に学問研究に取り組んでゆく所存である。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りたい。

\*本稿は、JST ムーンショット型研究開発事業JPMJMS2215の支援を受けたものである。

## スキー・スノーボード事故裁判を担当して思うこと

徳田 暁 (弁護士)

- 18年前、30歳を過ぎて始めたスノーボードで、当時赴任していた山形県米沢市にある天元台高原スキー場の雪に乗った瞬間、心を鷲掴みにされた。ニセコに勝るとも劣らない極上のパウダースノーは、雲の上を滑るようであった。以来、毎年11月末から5月末までの週末は、足しげくスキー場に通うようになり、横浜に移転した後の今も、以前より少なくなったが年間40日以上を目標に滑走している。時に無理解な報道がなされるバックカントリーに行くことも多い。
- こうしたことから、最近の仕事上も、常時2、3件のスキーやスノーボード(以下「スキー等」という。)事故に関する裁判を担当するようになった。山の斜面を高速で滑走するスキー等の事故発生リスクは高く、ひとたび事故が発生すると大きな怪我につながり、また、保険に加入せずに滑走している者も多いことから、事故後の話し合いがこじれる事例が少なくないのである。
- ところが警察により事故の検証と証拠の保全が行われる交通事故と異なり、スキー等事故の場合、一般に、きちんとした事故状況の確認や記録がなされないため、事故態様を裏付ける証拠に乏しい。スキー場管理区域内の事故であれば、パトロールによる事故報告書等が作成されるが、必ずしも徹底されておらず、独自の判断で作成されていない場合もある。事故報告書等に記載される内容も、大まかな事故態様や発生地点、ゲレンデの状況、天候等の基本的な情報に止まり、当事者や目撃者からの事情聴取は十分に行われていない。現場の写真も撮影されないことが通常である。スキー場により報告書の書式内容は異なり、1つの事故について内容の異なる複数の報告書が作成されていた例も

あった。

- 4 そのため、多くのスキー等事故の裁判では、事故態様そのものが、責任の所在や過失割合との関係で鮮烈に争われるが、現実の実務においては、裁判になるようなスキー等事故であっても、裁判官や代理人弁護士が、事故現場のスキー場に行くことはなく、自分の目で事故現場の状況を確認することはないし、事故態様を検証することはない。

しかし、事実認定の対象は、大自然の中の非日常的な空間で起こった事故である。現場の状況を体感せずして想像しきれものではない。そのため、実際の裁判では、事故現場のゲレンデの状況（例えば、コース幅、形状、斜度、見え方、雪の付き方、斜面の均一性、ゲレンデ内にある岩、木、柱、崖…）を知る者からすれば、あり得ないような主張がなされ、あわや認定されてしまうということが起こっている。

- 5 また、多くの裁判官、代理人弁護士は、シーズンに数日程度、家族サービスやレジャーでスキー等をすることはあっても、それ以上に、専門的に、或いは、生涯スポーツとして、スキー等に取り組んでいるわけではないだろう。

そのため、実際のスキー事故等の裁判においては、必ずしも、関係者がスキー等のことを理解しているとは限らない。むしろ、少ない経験の中の想像のみに基づき、スキー等の用具の特性やターンのメカニズムからすればあり得ない事故態様が主張され、そのまま判決において認定されかねない現実がある。事実、用具に関してではあるが、スノーボード事故において、右足用のバイディングが、まことしやかに左足用のものとして（つまり、斜面に対する体の向きも進行方向も逆になるから、主張する事故態様にはならない。）主張されていた事例もあった。

- 6 以上のとおり、スキー等の事故に関する裁判は、フィクションといっても過言でない状況にある。しかし、本来、真実が探求され、被害者に対しては正当な賠償を、加害者とされている者に対しては無実の責任を負わせないことが希求されるべきことは言うまでもないだろう。

- 7 そのためには、まず担当する裁判官、少なくとも代理人弁護士は、事故現場に赴き、周囲の状況を直接確認するとともに、双方が主張する事故態様を検証することが望ましい。実際に筆者はそのようにしている。

また、現状、パトロールの事故報告書が、唯一の重要な証拠となる事例が多いことを踏まえ、せめて、必要事項が盛り込まれた統一書式の事故報告書が採用されるべきであり、そのような事故報告書を前提としたあるべき検証方法について、SAJ（全日本スキー連盟）やJSBA（日本スノーボード協会）の公認パトロール資格の受験科目としたり、同報告書を利用した法律専門家の研修を資格更新のための必修課題としたりするべきではないだろうか。

- 8 合わせて、前記のとおり、日本のスキー場では、多くの滑走者が事故を起こした場合に備えた賠償保険に加入していないと思われる。しかし、一愛好者として、そのような危険なスキー場では滑走したくない。被害に遭った際に泣き寝入りとならないよう、リフト券の購入代金の中に賠償保険の保険料が組み込まれるような仕組みが日本のスキー場でも検討されるべきであろう。

## 特集

# 東京オリ・パラの汚職問題を語る

2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピック。

ところが昨年（2020年）の汚職発覚から大規模な刑事事件にまで発展しました。スポーツ界を揺るがすこの大事件について、会員からご意見をいただきました。

## 東京五輪における「天上がり」

中村 祐司（宇都宮大学地域デザイン科学部 教授）

東京五輪は「短期に同時多発する複雑なオペレーション」（2022年11月26日付共同通信）だったし、コロナ禍も相俟って、「各競技の運営ノウハウを持つ業者の協力なくして、円滑な開催は非常に困難だった」（同）ことは事実であろう。

また、今回の贈収賄・談合問題において、組織委のガバナンス機能の脆弱さや、公的セクター（政府や東京都など）の五輪マネジメント能力不足といった指摘も正論であろう。

しかし、一連の新聞報道で最も印象に残ったのは、公正取引委員会OBによる以下の発言であった。「官が民に再就職する『天下り』とは逆の『天上がり』。ゼネコンが国土交通省に outward 向け、自社にダムを発注したようなものだ」（2023年2月11日付産経新聞）。

「天上がり」は上記公取委OBの造語だと思われるが、発言内容は組織委元理事らの個人疑惑と組織委大会運営局元次長らの組織疑惑の両方に通底する、東京五輪中枢メカニズムの特徴をまさに鋭く突いている。大会マネジメントの実質機能において、民（企業）に対する官（準政府機関である組織委）による統制ベクトルの逆流現象を指摘したからである。

そもそも組織委は一国の政府と比肩するかのようなIOCの実施部隊であり、同時にコロナ禍での国策五輪となった東京大会遂行を担う組織であった。会長は政治家、事務担当のトップは元エリート行政官僚、さらに都からの outward 者など、組織委上層部の人材構成は、政官による民への統制を前提とするものであった。しかし、それはあくまで体裁であり見かけ上のものだったのである。

贈収賄・談合問題が明らかにしたのは、スポンサーの獲得やテスト大会などの大会準備や開閉会式を含む大会マネジメントにおいて、限られた時間の中でそれを実質的に前に進めることのできる中枢能力や資質といったソフトリソースを備えた人材・企業組織が少数独占状態の中で限定・特定化されていたことである。東京五輪の業界通であれば常識かもしれないが、その周縁にいる私たちには驚愕の事実であった。

「天上がり」では、組織委という官の外部に位置する人材が官の内部に入り込む。そこでは官外部の意向やノウハウを官内部のそれに充たさせる結節点の存在が必要不可欠であった。官と民とは

五輪事業の進め方や実務手続き、五輪に求める価値の捉え方が異なる。東京五輪の成否は、両者間の軋轢や摩擦を克服し、協働や共生の化学反応を起こすことができるかどうかにかかっていた。

しかし、実際には統制のベクトルは官から民でなく、民から官へ逆流・変質していたのである。五輪という巨大スポーツ事業の政官民関係の実相に理解が及ばなかった点を反省したい。

## 2020年東京五輪と談合罪

鈴木 知幸 (国土舘大学法学部客員教授)

「近代オリンピック」とは、世界第6位の規模を誇る日本最大の広告代理店である「株式会社電通」が、大会の招致活動、開催準備、開催後処理など、すべての運営段階において、独占1社で主導権を握ってきた「商業イベント」である、といっても過言ではない。

特に1964年の「東京五輪」を、初の「カラーテレビ」で生中継されて、世界的に評価された、あの五輪を成功に導いたのは、まぎれもなく「電通」であり、「2020年東京大会（開催は2021年）」についても、五輪の開催権獲得、大会準備、延期開催等に導いた「電通」の果たした役割は、計り知れない。

しかし、民間企業である「電通」に頼るしかなかった行政機関や組織委員会などが、時間に追われていた時期に、経営上、商業上の法規範をすべて監督し、適時に不正を糺す能力を期待することができたであろうか。おそらく無理だったと思われる。

東京地検特捜部も、五輪大会直前までに、逮捕に至る贈収賄を掴んでいながら、すべて五輪大会が終了するまで待ったのである。今後、高橋治之氏の談合問題の解決だけで終了するのだろうか。しかし、特捜部は高橋氏の贈収賄から芋づる的に、摘発するようと思われるが、すでに、「札幌市」は「北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会」の招致に動き始めており、特捜部も時間をかけて慎重に捜査する可能性はある。また、「電通」が「北海道・札幌大会」の招致に関わらないとの情報もあるが、「電通」の果たしてきた機能・役割を担う官民があるのか、注視する必要があるであろう。

なお、札幌市はホームページにおいて、クリーンな大会運営に向けて、「東京2020大会組織委員会の元理事が逮捕される事案が発覚したことを受け、JOCとともにクリーンな大会に向けた宣言を公表しました。」と苦しい胸の内を公表している。

札幌市は、昨年（令和4年4月）、高橋治之氏の逮捕を受けて「クリーン大会宣言」を公表し、「クリーンな大会運営」に向けて「2030年大会の競技運営体制の見直しやガバナンス体制の検討を進める」と公表しているが、札幌市民の反応は、ガバナンス体制の是非ではなく、五輪招致の賛否論に戻って揺れ動いている。その後の札幌市は、継続的な市民の意向調査はすでに終えたとしているようであるが、もう一度、五輪招致の賛否そのものに戻って道民に問うべきではないだろうか。

## スポーツ界の民主制

松本 泰介 (弁護士・早稲田大学スポーツ科学学術院教授)

今回の不祥事は、日本の中央競技団体に続く不祥事がすべて結実したかのような不祥事である。逮捕、起訴された本人だけの問題ではなく、組織の問題として対策を検討する必要がある。そこで、本稿では、スポーツガバナンスの観点から、スポーツ関連法人のチェックアンドバランスをどのように実効的に機能させるかを考えてみたい。

これは、社団法人や財団法人における、代表理事・理事会・監事・社員総会・評議員会といった機関設計に基づくチェックアンドバランスに限られない。スポーツ団体ガバナンスコードも制定されたが、機能していない。これは、残念ながら社団法人や財団法人の機関設計によるチェックアンドバランスが、日本のスポーツ関連法人では「人」に依存しており、法的責任の理解が乏しいことや人間関係・先輩後輩関係などの観点から、十分に機能していない。

実効的に機能させるにあたり、1つ検討すべき点は、これらスポーツ関連法人の機関とスポーツ界の主権者との間の牽制関係である。スポーツ関連法人が制定する規則・規程の影響をもっと大きく受けるのは、スポーツ関連法人に登録する競技者や指導者である。現代の民主主義では、国民に適用される法律の制定過程に、選挙などを通じて国民が関与する。スポーツ界でも、このような規則・規程の制定過程において競技者、指導者などの登録者を関与させる必要があるだろう。また、現代のスポーツ関連法人の規則・規定の制定その他の意思決定にはこのような民主的手続きに基づく法的正統性 (Legitimacy) も求められている。

このような競技者などの登録者から、民主的手続きによってスポーツ関連法人の機関が選任される場合、主権者とスポーツ関連法人の機関との間でチェックアンドバランスを実効的に機能させることができる。透明性、説明責任を誰に果たすのかも競技者などの登録者になることから、具体的な責任内容が非常に明確になる。

欧米の中央競技団体などでは、競技者が所属するクラブの代表者を選出し、その代表者が一定地域の代表者を選出している。そして、一定地域の代表者が中央競技団体の代表者を選出するなど、中央競技団体の意思決定において民主的手続きが担保されている。このような民主的手続きにより、中央競技団体のチェックアンドバランスを機能させているのである。日本のスポーツ関連法人でも導入を検討しなければならない視点だろう。

### 【参考文献】

奥島孝康「スポーツ団体の自立・自律とガバナンスをめぐる法的考え方」、日本スポーツ法学会年報第18号、2011年

川井圭司「スポーツ界におけるこれからの意思決定：国際的動向にみる「民主的」決定とグッドガバナンスの本質」、同志社政策科学研究22巻2号、27頁、2021年  
川井圭司「東京オリパラ組織委員会会長交代劇にみるグッドガバナンスの本質」、2021年3月1日

日本スポーツ仲裁機構「ポスト2020におけるスポーツガバナンス 理事その他役員のためのガバナンスハンドブック」、2019年

## 新入会員 自己紹介



**長谷川佳英 会員**  
(弁護士)

弁護士の長谷川佳英と申します。弁護士登録をした当初からスポーツ法に関心があり、これまでも様々な形でスポーツ法に関する実務に関わって参りましたが、遅ればせながらスポーツ法学会に入会させていただきました。今後は、本学会の活動に積極的に参加していきたいと考えております。なお、私は、スポーツをプレーすることも好きで、東京三会の弁護士の草野球チームで活動しております。何卒よろしくお願い申し上げます。



**柳景子 会員**  
(福岡大学法学部)

はじめまして、福岡大学法学部の柳景子です。担当は民法科目で、アメリカ契約法の不当条項規制、特に、「非良心性法理」を研究しております。スポーツの世界では不当な契約条項が盛り込まれることが少なくないとも耳にしておりますので、こうした問題を中心に研究してみたいと思います。勉強しなければならないことが多々ある状況で、大変お恥ずかしい限りですが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



**五十嵐幸輝 会員**  
(弁護士)

第一東京弁護士会(72期)の五十嵐幸輝と申します。弁護士になってから趣味としてテニスを始め、スポーツの楽しさ・魅力をより強く感じるようになりました。単純にスポーツをすること・観ることが好きであるという理由でスポーツ法に興味を持ちました。弁護士としてスポーツに関する様々な法的問題に取り組むことができるよう、本学会を通じてスポーツ法の研鑽に努めて参ります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 2023年 組織体制

### 会長・理事

棚村政行(早稲田大学法学学術院教授・弁護士)

### 副会長・理事

伊東卓(弁護士) 川井圭司(同志社大学政策学部教授)  
八木由里(弁護士)

### 事務局長・理事

高松政裕(弁護士)

### 事務局次長・理事

飯田研吾(弁護士)

### 事務局次長

安藤尚徳(弁護士) 山田尚史(弁護士)

### 理事

新井喜代加(松本大学准教授) 石堂典秀(中京大学スポーツ科学部教授) 井上圭吾(弁護士) 井上洋一(奈良女子大学研究院生活環境科学系教授) 岡村英祐(弁護士) 大橋卓生(弁護士・金沢工業大学虎ノ門大学院教授) 笠井修(中央大学法科大学院教授) 桂充弘(弁護士) 櫛田葉子(公益財団法人日本パラスポーツ協会) 合田雄治郎(弁護士) 崔光日(尚美学園大学名誉教授) 境田正樹(弁護士・東京大学理事) 杉山翔一(弁護士) 関谷綾子(弁護士) 武田丈太郎(北海道教育大学岩見沢校准教授) 堀田裕二(弁護士) 平井千貴(公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構) 松本泰介(弁護士・早稲田大学スポーツ科学学術院教授) 宮島繁成(弁護士) 望月浩一郎(弁護士) 森克己(鹿屋体育大学教授) 森浩寿(大東文化大学スポーツ健康科学部教授) 山崎卓也(弁護士)

### 監事

井口加奈子(弁護士) 齋藤健司(筑波大学体育系教授)

### 事務局

相川大輔(弁護士) 阿部新治郎(弁護士) 井神貴仁(弁護士) 伊丹郁人(弁護士) 井上浩平(弁護士) 松永由希奈(明治神宮外苑アイススケート場) 岡本大典(弁護士) 置塩正剛(弁護士) 金刺廣長(弁護士) 熊谷耕(エイデル研究所) 小林聖子(弁護士) 清水光(弁護士) 多賀啓(弁護士) 田中尚幸(弁護士) 棚村英行(東洋大学法学部助教) 手塚圭祐(弁護士) 富田英司(弁護士) 中田誠(市民スポーツ&文化研究所) 中嶋翼(弁護士) 畑中淳子(弁護士) 古田直暉(弁護士) 関允淑(筑波大学大学院) 渡邊健太郎(弁護士)

(以上 五十音順)



## 2023年夏期合同研究会のお知らせ

### ◆日程

2023年7月1日(土) 13時～17時(18時から懇親会も開催予定)

### ◆場所

松本大学(長野県松本市新村2095-1)

### ◆開催方法

オンライン(Zoom)配信との併用(ハイブリッド型)

### ◆テーマ

トランスジェンダーの出場資格制度の現状と課題(仮)

より詳細なスケジュールは決まり次第ホームページ等で告知します。

松本大学への交通アクセスは、同大学HPでも確認できます。

<https://www.matsumoto-u.ac.jp/access/>



松本駅より松本電鉄上高地線にて乗車時間約10分(北新・松本大学前駅下車)。駅から徒歩1分。

※日中の運転間隔が大きいのでご注意ください。

## 2023年の主な予定

### 1 学会大会

夏期合同研究会の他に、学会大会を2023年12月9日(土)、早稲田大学にてZoom配信との併用(ハイブリッド型)で開催予定です。

詳細は決まり次第ホームページ等で告知します。

なお、学会大会のテーマについては、単年度ごとにテーマを決めていくのではなく、学会として重要なテーマについて数年にわたり検討する体制をとるべく、企画運営委員会を設置することとなりました。

### 2 夏期合同研究会

前掲のとおり

### 3 理事会

- 第1回 2月11日(土) オンライン開催
- 第2回 4月22日(土) オンライン開催
- 第3回 7月1日(土)(ハイブリット型の予定)〈夏期合同研究会〉
- 第4回 9月9日(土) オンライン開催
- 第5回 11月4日(土) オンライン開催
- 第6回 12月9日(土)(ハイブリット型の予定)〈学会大会〉

## 会報編集担当からのお知らせ

当学会の会報では、第59号からの新企画として、会員の皆様からの投稿文も掲載しています。スポーツ法に関する論考、スポーツに関する記事などを募集しています。

詳細は、会報各号の発行に合わせて定期的に会員向けメールリストでご案内します。随想、スポーツ観戦記、好きなスポーツの話など何でも結構です。こんな研究会をはじめました、一緒に視察に行きませんか、などの告知もご連絡いただけたら掲載します。

皆様の積極的なご応募をお待ちしております。